

北京三友知識産権代理有限公司

2006年第5号(通巻52号) 2006年5月発行

神州奥美が浩方を権利侵害で訴え、損害賠償1億2000万人民元を請求

第1四半期の中国の特許出願が11万5000件を超える

青島市中級人民法院で初めてソフトウェアの著作権事件の判決が下る

全国で初のP2P技術の著作権事件の審理が始まる

初のネットワーク全プラットフォームの権利侵害事件判決

神州奥美が浩方を権利侵害で訴え、損害賠償1億2000万人民元を請求

東方網-労働報 2006-4-29

6,200 万余のネットワーク登録ユーザーを擁する上海浩方在線信息技術有限公司が著作権訴訟を引き起し、神州奥美網絡有限公司は、最近、上海市第一中級人民法院に損害賠償請求額1.2億人民元にも達する訴状を正式に提出した。記者が昨日知ったところによれば、上海市第一中級人民法院は、既に本件を受理しており、これも、上海市の人民法院がこれまでに受理した訴額が最大の知的財産事件の一つであるという。

原告神州奥美網絡有限公司の主張によれば、原告は、米国ブリザード社等の国内外の会社から、魔獸争覇、星際争覇〔スタークラフト〕、暗黒破壊神〔ディアブロ〕、反恐精英、帝国時代〔エイジ・オブ・エンパイア〕等の5本のネットワークゲームの中国大陸地域における独占的な著作権を買収していた。しかるに、被告上海浩方在線信息技術有限公司は、許諾を受けることなく、無断で検証技術措置を回避し、そのネットワークである“浩方対戦プラットフォーム”上で、前述5本のゲームのインターネットゲーム対戦サービスを提供し、さらに、北京、広州、上海、長沙、重慶、瀋陽、西安等の都市で、ネットワーク対戦試合を開催した。それによって、無数のゲーマーを惹きつけ、登録ユーザーは6200万余世帯まで激増し、ピーク時には、同時接続人数は、50万人にまで達した。原告は、被告がこれによって巨額の利潤を獲得

したとして、ネットワーク上におけるソフトウェアの著作権の侵害を停止すること、原告が被った経済的損害 1.2 億人民元と合理的な費用を賠償すること、公開謝罪すること、影響を除去することを相手方に求めて、上海市第一中級人民法院に訴えを提起するに及んだ。

第 1 四半期の中国の特許出願が 11 万 5000 件を超える

知識産権報電 2006-4-28

国家知識産権局の最新統計から明らかになったところによれば、今年第 1 四半期に受理された特許出願は、合計 11 万 5000 件を超え、前年同期に比べ 20% が増加した。

そのうち、発明特許は、4 万 7000 件に達し、25% 増加、実用新案特許は、3 万 6000 件で、27% 増加、意匠特許は 3 万 2000 件で、7% 増加していた。今年第 1 四半期の特許権附与件数は、5 万 7000 件に達している。

青島市中級人民法院で初めてソフトウェアの著作権事件の判決が下る

知識産権報電 2006-4-29

最近、山東省青島市中級人民法院は、同市で初のソフトウェアの著作権侵害事件の判決を下した。他人のコンピュータソフトウェアを盗用し、他の団体のためにウェブサイトを開設して利益を貪った会社は、法律に基づき、原告に 5 万人民元を賠償し、あわせて、権利侵害行為を停止し、被害団体に対して新聞上で謝罪すべき旨を判決で言い渡された

全国で初の P 2 P 技術の著作権事件の審理が始まる

知識産権報電 2006-4-20

最近、北京市第二中級人民法院は、原告上海歩升音楽文化传播有限公司が被告北京飛行網音楽軟件開發有限公司を訴えたレコード製作者権侵害事件を公開審理した。これは、全国で初の P 2 P 技術の著作隣接権に関する事件である。本案は、現在のなお、さらに審理されているところである。

原告の主張によれば、2005 年 8 月 23 日、原告は、被告が、同社が開発した k u r o (中国語名称は〔酷楽])のソフトウェアによって、営利を目的として、59 曲の歌曲のファイル共有、サーチ、ダウンロードのサービスを公衆に提供していたことを知った。この 59 曲の歌曲のレコード製作者権は、いずれも原



告が有しているが、被告は、原告の許諾を受けることなく、情報ネットワークによって公衆に流布しており、被告の行為は、原告の適法な権利利益を著しく侵害し、かつ、原告に重大な経済的損害を及ぼした、という。そのため、原告は、侵害を停止し、影響を除去し、公開謝罪し、経済的損害を賠償する民事責任を負うべき旨を被告に命じる判決を人民法院に請求した。被告は、同社が“飛行網”の経営者である筈はなく、k u r oのソフトウェアの製作者でもないと弁明して、人民法院に原告の訴えの棄却を請求している。

知るところによれば、P 2 Pは、P P Pのネットワークシステムで、不特定のユーザーのコンピュータの間の直接のやり取りと情報交流を実現するものである。P 2 P技術は、コンピュータネットワークの“集中管理”から“非集中管理”への転換を実現することによって、“電子メールとWWWの出現以来、インターネットにおいて起こった最大の革命”といわれている。P 2 P技術は、複雑なネットワーク技術が関係するもので、権利者、ネットワーク業界及びネット利用者の三者の利益も関係していることから、幅広い注目を受けており、学術上も激烈な議論を巻き起こしている。現在、国際的に、P 2 Pが関係する知的財産権侵害紛争事件は、既に数件あっており、いずれも幅広い注目を引いている。

初のネットワーク全プラットフォームの権利侵害事件判決

知識産権報電 2006-4-10

先日、北京市海淀区基層人民法院は、全国で初のネットワークプラットフォームの権利侵害事件について判決し、被告北京天時每医薬信息科技有限公司と直接の責任者馬氏は、権利侵害によって、法的に判決を言い渡された。

原告哈工大科軟股份は、権利を受けることなく、その研究開発に係る 全国医薬統計網平台 の利用を許諾するという北京天時每医薬信息科技有限公司と馬氏の行為は、自社の著作権と北京金薬会社の専用利用権を侵害している、と主張していた。

海淀区基層人民法院は、審理した結果、北京天時每医薬信息科技有限公司と馬氏に対し、当該ソフトウェアシステムを利用する権利侵害行為を直ちに停止し、原告に公開謝罪し、原告に67万余人民元を賠償すべき旨の判決を下した。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大厦A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd.